

水戸市指定管理者制度の運用基本方針

平成 26 年 8 月 6 日行政改革推進本部決定

平成 28 年 5 月 17 日改定

平成 29 年 8 月 25 日改定

令和 2 年 3 月 31 日改定

1 趣旨

平成 15 年 9 月に施行された地方自治法の改正によって、公の施設の運営について、これまでの「管理委託制度」が廃止され、「指定管理者制度」が創設された。

本市においては、この法改正を受け、平成 17 年 1 月に、「公の施設の指定管理者制度導入に関する指針」を策定し、平成 18 年度から指定管理者制度による運用を開始した。

制度導入から 10 年が経過したことから、指針を見直し、本市における公の施設の指定管理者制度に関する基本的な方針を改めて定めるものとする。

2 指定管理者制度の概要

(1) 指定管理者制度とは

地方公共団体が公の施設の設置目的を効果的に達成するために必要があるときに、法人その他の団体に対し、指定という行政処分により権限を委任して公の施設の管理を包括的に行わせることができる制度である。また、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例で定めることとされており、指定管理者の指定には指定の期間を定めた上で議会の議決が必要である。(地方自治法第 244 条の 2)

(2) 制度の目的

多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とする。(総務省自治行政局長通知平成 15 年 7 月 17 日)

(3) 制度の特徴

ア 管理主体は民間事業者等

管理主体となれる者の範囲は、株式会社等の民間事業者や N P O、地域住民団体等を含めた法人その他の団体である。なお、個人を指定管理者に指定することはできない。

イ 指定管理者の指定は行政処分

地方公共団体と管理主体の関係は、契約による管理業務の委託ではなく、「指定」という行政処分による管理権限の委任である。

ウ 指定管理者による使用許可が可能

条例で定める指定管理者の業務の範囲に含めることで、指定管理者が使用の許可等の行政処分を行うことができる。

ただし、法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限は行わせることができない。

例) 使用料の強制徴収、不服申立てに対する決定、行政財産の目的外使用許可、使用料の減免等

エ 競争入札ではなく、企画提案型の公募

指定管理者の公募は、競争入札ではなく、企画提案型の選定となるため、民間事業者の経営ノウハウの活用による利用者へのサービス向上が期待できる。

オ 利用料金制

公の施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることができる制度である。

市は、条例に利用料金の基本的枠組（利用料金額の範囲等）を定める。指定管理者は、市の承認を受けて、条例で定める範囲内において、利用料金を定めることができる。

3 指定管理者制度の導入方針

(1) 導入施設

指定管理者制度の導入に当たっては、各施設の状況と今後のあり方を踏まえた検討を行い、住民サービスの維持・向上及び管理運営経費の縮減が図られるものについて導入する。ただし、次の施設については直営で行うものとする。

- ① 道路法，河川法，学校教育法等個別法の規定により，管理者が市に限定されている施設
- ② 市の重要な事業の実施が施設管理と分離することができない，基幹的・専門的な機能を担っている施設で，市が直接関与する必要性が高い施設
- ③ 無人施設（還元施設等）で，近隣の施設の職員等が管理している施設
- ④ 検討の結果，市民サービスの維持・向上及び経費の縮減を期待できない等導入のメリットがない施設
- ⑤ 検討の結果，業務委託が適当とした施設

なお，民間のほうがより効果的・効率的に運営ができ，行政自らが施設を持つ必要性が低い場合は施設の「民営化」について検討する。

また，④及び⑤としている施設については，今後の社会情勢の変化等を見極め，再度検討する場合があるものとする。

(直営施設) 令和2年4月1日現在の施設

表中で「○」のついている施設は，上記の①②③④⑤のいずれかの理由により，今後とも直営施設とする。

また，「○」のついていない施設については，今後も引き続き，指定管理者制度の導入の検討をするものとする。

なお，この位置付けは，現時点における管理状況に基づくものであり，今後，施設の位置付けに変更があった場合は，その時点で改めて検討するものとする。

No.	公の施設	所管課	直営	理由	備考
1	市民センター	市民生活課			

2	市民会館	新市民会館整備課			休止中。指定管理者制度導入の決定済（平成 27 年度）。公募予定（令和 2 年度）
3	平和記念館	文化交流課			受付業務を委託
4	男女平等参画センター	男女平等参画課	○	②	
5	公園墓地（堀町）	衛生事業課	○	⑤	無人施設 浜見台と一体的に検討 受付・案内業務を委託
6	公園墓地（浜見台）	衛生事業課	○	⑤	受付・案内業務を委託
7	斎場	衛生事業課			
8	堀原ふれあい広場	衛生事業課			無人施設 斎場と一体的に検討
9	見川大内田広場	衛生事業課	○	③	無人施設
10	酒門コミュニティセンター	ごみ減量課	○	③	無人施設
11	清掃工場	清掃事務所			運転管理を一部委託
12	ふれあいの館	福祉総務課			
13	平須集会所	福祉総務課	○	③	無人施設
14	子ども発達支援センター	障害福祉課			
15	内原高齢者センター	高齢福祉課	○	③	無人施設
16	休日夜間緊急診療所	保健総務課	○	②	
17	常澄保健センター	地域保健課	○	②	
18	内原保健センター	地域保健課	○	②	
19	ふるさと農場	農政課			
20	森林公園	農政課			
21	農業集落排水処理施設	農業環境整備課			無人施設 運転管理を委託
22	公設地方卸売市場	公設地方卸売市場	○	④	直営方針
23	認定道路等	道路管理課	○	①	道路法第 16 条
24	準用河川等	河川都市排水課	○	①	河川法第 100 条
25	植物公園	公園緑地課			
26	浄水場	浄水管理事務所	○	②	運転管理を一部委託
27	浄化センター	下水道施設管理事務所	○	⑤	包括的外部委託
28	若宮スポーツ会館	下水道施設管理事務所			無人施設 浄化センターと 一体的に検討

29	小学校	学校管理課	○	①	学校教育法第5条
29	中学校	学校管理課	○	①	学校教育法第5条
30	義務教育学校	学校管理課	○	①	学校教育法第5条
31	幼稚園	幼児教育課	○	①	学校教育法第5条
32	保育所	幼児教育課			
33	認定こども園	幼児教育課	○	①	就学前の子どもに関する教育，保育の総合的な提供の推進に関する法律第26条で準用する学校教育法第5条
34	少年自然の家	生涯学習課			当面直営の方針
35	博物館	歴史文化財課	○	④	
36	大塚農民館	歴史文化財課	○	④	無人施設 博物館と一体的に検討
37	大串貝塚ふれあい公園 (テニスコート・プール除く)	歴史文化財課	○	④	
38	内原郷土史義勇軍資料館	歴史文化財課			
39	内原くれふしの里古墳公園	歴史文化財課			無人施設
40	中央図書館（中央図書館に限る。）	中央図書館	○	②	中央図書館以外は指定管理者制度導入済

(2) 制度導入スケジュール

指定管理者制度導入に当たっての標準的なスケジュールは、別紙のとおりとする。なお、指定管理者候補者の公募の際は、応募団体が提案内容を十分に検討できるように十分な周知期間を確保するなど余裕を持ったスケジュールを設定するものとする。

(3) 指定期間

指定期間については、法令上特段の定めはなく、その期間が長期であるほど、雇用と経営の安定や利用者との関係構築が図られ、短期であるほど、競争性が高まり、新たなサービスの提案につながると考えられる。

このようなことから、指定期間は原則として5年間とする。

ただし、PFI事業者を指定管理者とする場合は、PFI事業契約期間を指定期間とする。

(4) 指定管理者の指定施設の単位

指定管理者は、必ずしも個々の施設ごとに選定しなければならないものではない。

施設の設置目的や特性・実情等を考慮し、一つの指定管理者が管理を行うことによって、それぞれの施設の設置目的が効果的に達成され、かつ、サービスの向上につながる場合は、複数の施設を一体として選定を行うことができる。

(5) 指定管理者の業務の範囲

指定管理者には、原則として施設の管理業務及び本市として当該施設で実施すべき事業に関する業務を包括的に行わせることとする。

そのため、実施すべき業務の具体的な範囲を、施設の使用許可、施設・設備の維持管理、市の業務として当該施設で実施する事業等について十分検討し、協定書で設定するものとする。

ただし、法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限は行わせることができない。

(6) 利用料金制の採否

利用料金制は、指定管理者による自主的な経営努力の発揮や利用料金に係る会計事務の効率化が期待できることから、導入効果が見込まれる施設については、公の施設の設置目的やその性格、運営の実体等を踏まえた上で導入するものとする。

4 指定管理者の選定方針

(1) 指定管理者の選定方法

指定管理候補者の選定は、その透明性の確保、競争原理の導入及び民間ノウハウによる市民サービスの向上への期待から、原則として公募によることとする。そのため、所管部課は、施設の設置目的と事業内容を十分に検討し、指定管理者が行う業務の範囲を設定することとし、必要に応じて、施設の管理運営と事業実施を分離し、効率的な管理運営を確保するなど可能な限り公募の実施に努めることとする。

ただし、次に掲げる場合においては、その状況を十分に勘案し、公募によらずに選定することができるものとする。

- ① 市の政策を市に代わって実施している団体が、当該政策を実施する上で関連する施設を一体的に管理したほうが効率的かつ効果的である場合
- ② P F I 事業によりその全部又は一部を整備した施設について、当該 P F I 事業者が管理を行わせようとする場合
- ③ 障害者福祉施設など、利用者と施設の管理者との間の継続的な信頼関係が重要となる施設の場合
- ④ 同一種類の施設又は同一建物内の施設で、同一管理者が一体的に管理したほうが、効率的な運営に資すると認められる場合
- ⑤ 施設の廃止が決定されており、指定期間が2年に満たないなど従前の団体が引き続き管理したほうがよい場合
- ⑥ 地域におけるコミュニティ活動を推進する目的で設置された施設を当該地域住民等によって構成されている団体が管理することにより利用者の利便性が図られるなど、市長が特別の事由があると認める場合

(2) 個別施設の選定方法

現在、指定管理者制度を導入している施設については、(1)の指定管理者の選定方法に従い、今後の選定方法を次表（指定管理者導入施設）のとおりとする。

また、直営施設への新規導入及び新規施設への導入については、3の指定管理者の導入方針をもとに、個別に決定するものとする。

(指定管理者導入施設) 令和2年4月1日現在の施設

指定管理者導入施設のうち、非公募とするものには「○」を付けている。

No.	公の施設	現在の指定管理者	非公募	非公募理由
1	水戸芸術館	芸術振興財団	○	<p>① 市の政策を市に代わって実施している団体が、当該政策を実施する上で関連する施設を一体的に管理したほうが効率的かつ効果的である場合</p> <p>(理由)</p> <p>水戸芸術館は、本市の芸術の創造と振興を図り、市民文化の向上に寄与するために設置された施設であり、平成18年度の指定管理者制度導入時から現在まで、芸術振興財団が指定管理者の指定を受けている。</p> <p>芸術振興財団は、水戸芸術館を管理運営するために、昭和63年に設立された団体であり、音楽、演劇、美術等芸術の分野において、専門的な能力(知識、経験、幅広いネットワーク)を持つスタッフを多く有しており、長年にわたる管理実績もある。</p> <p>これまで芸術振興財団は、市に代わって、音楽、演劇及び美術の分野における芸術文化の創造と振興を担ってきており、その事業の実施には、水戸芸術館を一体的に管理することが効率的かつ効果的である。</p> <p>また、魅力的な事業の推進に当たっては、それぞれの学芸員が培ってきた芸術家とのネットワークが重視されるため、新たな指定管理者において一からネットワークを構築するよりも、効果的であることから、芸術振興財団を指定管理者とし、非公募とする。</p>
2	国際交流センター	国際交流協会	○	<p>① 市の政策を市に代わって実施している団体が、当該政策を実施する上で関連する施設を一体的に管理したほうが効率的かつ効果的である場合</p> <p>(理由)</p> <p>国際交流センターは、世界の多様な文化や人々との相互理解を深め、市民主体の国際交流活動を推進するとともに、本市の国際化の進展に寄与するために設置された施設であり、平成18年度の指定管理者制度導入時から現在まで、国際交</p>

			<p>流協会が指定管理者の指定を受けている。</p> <p>国際交流協会は、国際交流センターを管理運営するために、平成7年に設立された団体であり、国際交流の分野において、専門的な能力（知識、経験、幅広いネットワーク）を持つスタッフを多く有しており、長年にわたる管理実績もある。</p> <p>これまで国際交流協会は、市に代わって、アナハイム市との姉妹都市交流活動など国際交流活動の推進を担ってきており、その事業の実施には、国際交流センターを一体的に管理することが効率的かつ効果的である。</p> <p>また、これまでの実績を踏まえると、今後もさらなる友好関係の発展が期待できることから、国際交流協会を指定管理者とし、非公募とする。</p>
3	千波公園（テニスコート）	<p>スポーツ振興協会</p> <p>○</p>	<p>① 市の政策を市に代わって実施している団体が、当該政策を実施する上で関連する施設を一体的に管理したほうが効率的かつ効果的である場合</p> <p>(理由)</p> <p>体育施設は、スポーツの振興を図るとともに、市民の心身の健全な発達に資するために設置された施設であり、平成18年度の指定管理者制度導入時から現在まで、スポーツ振興協会が指定管理者の指定を受けている。</p> <p>スポーツ振興協会は、市の体育施設を管理運営するために、昭和61年に設立された団体であり、体育施設管理の分野において、専門的な能力（知識、経験）を持つスタッフを多く有しており、長年にわたる管理実績もある。</p> <p>これまでスポーツ振興協会は、市に代わって、スポーツ基本法に定めのある指導者の養成、スポーツ教室の開催及びスポーツ選手の招へいなどを担ってきた。また、各種団体との長年培ってきた信頼関係により、各種大会の運営や誘致を手掛けるなど、スポーツコンベンション機能も有していることから、その事業の実施には、体育施設を一体的に管理し、その職員が各種大会及び行事を運営することが効率的かつ効果的であるため、スポーツ振興協会を指定管理者とし、非公募とする。</p>
4	青柳公園		
5	総合運動公園		
6	大塚池公園（野球場）		
7	大串貝塚ふれあい公園（テニスコート、プール）		
8	市立競技場		
9	市民運動場		
10	常澄運動場		
11	小吹運動公園		
12	サッカー・ラグビー場		
13	常澄健康管理トレーニングセンター		
14	内原ヘルスパーク		

15	東町運動公園		
16	自転車駐車場	株式会社アビック	公募実施済
17	福祉ボランティア会館	社会福祉協議会	<p>① 市の政策を市に代わって実施している団体が、当該政策を実施する上で関連する施設を一体的に管理したほうが効率的かつ効果的である場合</p> <p>(理由)</p> <p>福祉ボランティア会館は、福祉ボランティアの活動の場を提供するとともに、その活動を支援するために設置された施設であり、地域福祉に関する情報の収集及び提供、福祉教育や福祉コミュニティづくりの推進などを行うこととしており、平成 18 年度の指定管理者制度導入時から、社会福祉協議会が指定管理者の指定を受けてきた。</p> <p>これまで社会福祉協議会は、市に代わって、ボランティアの振興を担っており、その事業の実施には、福祉ボランティア会館を一体的に管理することが効率的かつ効果的である。</p> <p>また、社会福祉協議会は、福祉ボランティア会館の建設以前から、市からの拠出を受けボランティア基金を創設し活動の活性化を図るなど、長年にわたりボランティア活動支援の中心的な役割を担う団体として活動を続けている。</p> <p>今後とも、地域福祉の推進役として、広く市民の福祉ボランティアニーズに応えていくためにも、社会福祉協議会を指定管理者とし、非公募とする。</p>
18	老人福祉センター（いきいき交流センター）	社会福祉協議会	<p>① 市の政策を市に代わって実施している団体が、当該政策を実施する上で関連する施設を一体的に管理したほうが効率的かつ効果的である場合</p> <p>(理由)</p> <p>老人福祉センター（いきいき交流センター）は、老人の福祉の増進を図るために設置された施設であり、平成 18 年度の指定管理者制度導入時から現在まで、社会福祉協議会が指定管理者の指定を受けている。</p> <p>これまで社会福祉協議会は、長年にわたる管理実績があるとともに、市に代わって、老人福祉法に定めのある老人の心身の健康の保持に資するための教養講座、レクリエーションその他広く老人が自主的かつ積極的に参加することができる事業を担当してきた。</p>

			<p>今後は、団体が持つ地域におけるネットワークや人的資源を活用して、多くの世代から親しまれる事業展開を推進するほか、高齢者の健康づくりや社会参加の促進に、より一層取り組むものとし、その事業の実施には、高齢者が多数利用する老人福祉センターを一体的に管理することが効率的かつ効果的である。</p> <p>また、日常生活自立支援事業を行うほか、社会福祉協議会が持つ専門的なノウハウを活用し、センターにおける福祉相談事業の推進も期待できることから、社会福祉協議会を指定管理者とし、非公募とする。</p>
19	老人デイサービスセンター (あかつか)	社会福祉協議会	<p>③ 障害者福祉施設など、利用者と施設の管理者との間の継続的な信頼関係が重要となる施設の場合</p> <p>④ 同一種類の施設又は同一建物内の施設で、同一管理者が一体的に管理したほうが、効率的な運営に資すると認められる場合</p> <p>(理由)</p> <p>老人デイサービスセンターは、在宅の虚弱老人の福祉の増進を図るために設置された施設であり、平成18年度の指定管理者制度導入時から現在まで、社会福祉協議会(旧社会福祉事業団)が指定管理者の指定を受けている。</p> <p>施設利用の対象は、要介護認定又は要支援認定を受けている者やおおむね65歳以上の者で身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営む上で支障がある者であり、環境の変化に対して、強い不安を持つ可能性が高い。そのため、同じ職員が継続的に従事し、信頼関係を築く必要があり、数年おきの公募により、職員が変わる状況は適さない。</p> <p>これまで社会福祉協議会は、短期入所、障害者の生活介護、就労移行支援、自立訓練等の分野において、利用者ニーズに応じたきめ細かな福祉サービスを提供するほか、長年にわたる安定経営によって、利用者との信頼関係を築いてきている。</p> <p>また、本施設は身体障害者デイサービスセンターと併設され、乳幼児の一時預かり事業所と併せて共生型福祉事業を展開しており、一体的に管理することが効率的かつ効果的であるため、社会福祉協議会を指定管理者とし、非公募とする。</p>
20	開江老人ホーム	社会福祉協議会	<p>③ 障害者福祉施設など、利用者と施設の管理者との間の継続的な信頼関係が重要となる施設の場合</p> <p>(理由)</p>

			<p>養護老人ホームは、65歳以上の者で環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なものを入所させるために設置された施設である。当該施設は、平成18年度の指定管理者制度導入時から現在まで、社会福祉協議会（旧社会福祉事業団）が指定管理者の指定を受けている。</p> <p>施設利用の対象は、65歳以上の高齢者であるが、実態として精神疾患や知的障害がある高齢者が多く入所しており、環境の変化に対して、強い不安を持つ可能性が高い。そのため、同じ職員が継続的に従事し、信頼関係を築く必要があり、数年おきの公募により、職員が変わる状況は適さない。</p> <p>これまで社会福祉協議会は、短期入所、障害者の生活介護、就労移行支援、自立訓練等の分野において、利用者ニーズに応じたきめ細かな福祉サービスを提供するほか、長年にわたる安定経営によって、利用者との信頼関係を築いてきていることから、社会福祉協議会を指定管理者とし、非公募とする。</p>
21	身体障害者生活支援施設（身体障害者生活支援施設いこい）	社会福祉協議会	<p>○</p> <p>③ 障害者福祉施設など、利用者と施設の管理者との間の継続的な信頼関係が重要となる施設の場合</p> <p>（理由）</p> <p>いこいは、身体障害者の生活の安定に寄与するとともに、その福祉の増進を図るために設置された施設である。デイサービスセンターは、在宅の身体障害者の福祉の増進を図るために設置された施設である。総合福祉作業施設は、心身に障害があり、雇用されることの困難な者等を通所させ、作業等を通じて必要な訓練を行うために設置された施設である。障害者教養文化体育施設は、障害者の教養文化の向上並びに健康及び福祉の増進を図るために設置された施設である。これらの施設は、平成18年度の指定管理者制度導入時から現在まで、社会福祉協議会（旧社会福祉事業団）が指定管理者の指定を受けている。</p> <p>施設利用の対象は、障害者であり、環境の変化に対して、強い不安を持つ可能性が高い。また、障害の種類や程度、それぞれの個性を理解した上で支援を行う必要がある。そのため、同じ職員が継続的に従事し、信頼関係を築く必要があり、数年おきの公募により、職員が変わる状況は適さない。</p> <p>これまで社会福祉協議会は、短期入所、障害者の生活介護、就労移行支援、自立訓練等の分野において、利用者ニーズに応じたきめ細かな福祉サービスを提供するほか、長年にわた</p>
22	身体障害者生活介護施設（身体障害者デイサービスセンターあかつか）		
23	総合福祉作業施設（身体障害者就労支援施設のぞみ、知的障害者就労支援施設はげみ、身体障害者福祉センターつどい、福祉作業所		

	むつみ, 知的 障害者就労 支援施設み のり)		る安定経営によって, 利用者との信頼関係を築いてきている ことから, 社会福祉協議会を指定管理者とし, 非公募とする。
24	障害者教養 文化体育施 設 (障害者教 養文化体育 施設水戸サ ン・アビリテ ィーズ)		
25	重症心身障 害児及び重 症心身障害 者通園施設 (重症心身 障害児(者) 通園施設あ けぼの学園)	NPO法人水 戸重症心身障 害児(者)を守 る会	○ ③ 障害者福祉施設など, 利用者と施設の管理者との間 の継続的な信頼関係が重要となる施設の場合 (理由) 重症心身障害児及び重症心身障害者通園施設は, 重症心身 障害児及び重症心身障害者並びにその家庭の福祉の増進を 図るために設置された施設であり, 平成 18 年度の指定管理 者制度導入時から現在まで, NPO法人水戸重症心身障害児 (者)を守る会が指定管理者の指定を受けている。 施設利用の対象は, 障害者(児)であり, 環境の変化に対 して不安を持つ可能性が高い。そのため, 同じ職員が継続的 に従事し, 信頼関係を築く必要があり, 数年おきの公募によ り, 職員が変わる状況は適さない。 これまで水戸重症心身障害児(者)を守る会は, 児童発達支 援, 放課後等デイサービス, 身体障害者の生活介護等の分野 において, 利用者ニーズに応じたきめ細かな福祉サービス を提供するほか, 長年にわたる安定経営によって, 利用者との 信頼関係を築いてきていることから, NPO法人水戸重症心 身障害児(者)を守る会を指定管理者とし, 非公募とする。
26	精神障害者 社会復帰施 設	社会福祉法人 ひだまり会	○ ③ 障害者福祉施設など, 利用者と施設の管理者との間 の継続的な信頼関係が重要となる施設の場合 (理由) 精神障害者社会復帰施設は, 精神障害者の社会復帰の促進 及び自律と社会経済活動への参加の促進を図るために設置 された施設であり, 平成 18 年度の指定管理者制度導入時か ら現在まで, 社会福祉法人ひだまり会が指定管理者の指定を 受けている。 施設利用の対象は, 精神障害者であり, 環境の変化に対し

			<p>て不安を持つ可能性が高い。そのため、同じ職員が継続的に従事し、信頼関係を築く必要があり、数年おきの公募により、職員が変わる状況は適さない。</p> <p>これまでひだまり会は、障害者の生活介護、就労移行支援、自立訓練等の分野において、利用者ニーズに応じたきめ細かな福祉サービスを提供するほか、長年にわたる安定経営によって、利用者との信頼関係を築いてきていることから、社会福祉法人ひだまり会を指定管理者とし、非公募とする。</p>
27	子育て支援・多世代交流センター	シルバー人材センター	公募実施済
28	市営駐車場 (赤塚駅北口駐車場及び常磐町駐車場を除く。)	国際警備保障株式会社	公募実施済
	市営駐車場 (赤塚駅北口駐車場に限る。)	商業駐車場公社	<p>④ 同一種類の施設又は同一建物内の施設で、同一管理者が一体的に管理したほうが、効率的な運営に資すると認められる場合</p> <p>(理由)</p> <p>市営駐車場は、道路交通の円滑化及び市民の利便を図るために設置された施設であり、このうち赤塚駅北口駐車場は平成18年度の指定管理者制度導入時から現在まで商業・駐車場公社が指定管理者の指定を受けている。</p> <p>赤塚駅北口駐車場は、赤塚駅北口地区第一種市街地再開発事業において、再開発ビル(ミオス)と一体的に建設された駐車場であり、消防やエレベーターなどの設備について、ミオス防災センターで集中管理している。</p> <p>これまで商業・駐車場公社は、市に代わって、ミオスの管理を担ってきており、赤塚駅北口駐車場を一体的に管理することが効率的かつ効果的であるため、商業・駐車場公社を指定管理者とし、非公募とする。</p>
	市営駐車場 (常磐町駐車場に限る。)	観光コンベンション協会	<p>④ 同一種類の施設又は同一建物内の施設で、同一管理者が一体的に管理したほうが、効率的な運営に資すると認められる場合</p> <p>(理由)</p> <p>市営駐車場は、道路交通の円滑化及び市民の利便を図るた</p>

			<p>めに設置された施設であり，このうち常磐町駐車場は平成18年度の指定管理者制度導入時から現在まで，観光コンベンション協会が指定管理者の指定を受けている。</p> <p>常磐町駐車場は，中心市街地の駐車需要対応及び観光振興の両方の側面を持つ駐車場であり，特に観光客の案内など借楽園周辺の観光振興に寄与している。その管理に当たっては，観光コンベンション協会が常磐神社から隣接敷地を借り受け，駐車場管理棟及びバス回転場を設置し，施設機能の向上に努めてきた。</p> <p>また，観光コンベンション協会は自主事業で千波湖西駐車場も管理しており，千波湖周辺の観光振興にも寄与してきた。</p> <p>このように常磐町駐車場の付帯施設及び千波湖西駐車場を管理する観光コンベンション協会が，常磐町駐車場を一体的に管理するほうが効率的かつ効果的であるため，観光コンベンション協会を指定管理者とし，非公募とする。</p>
29	都市公園 (千波公園(テニスコート)，青柳公園，総合運動公園，大塚池公園(野球場)，植物公園を除く)	公園協会	<p>① 市の政策を市に代わって実施している団体が，当該政策を実施する上で関連する施設を一体的に管理したほうが効率的かつ効果的である場合</p> <p>(理由)</p> <p>都市公園は，公共の福祉の増進に資することを目的に設置された施設で，児童遊園は，児童の健康を増進し，情操を豊かにするために設置された施設であり，平成18年度の指定管理者制度導入時から現在まで，公園協会が指定管理者の指定を受けている。</p> <p>公園協会は，水戸市の都市公園等の円滑な管理運営及び健全な利用の増進と緑化思想の普及啓発を図り，もって快適な都市生活環境づくりに寄与することを目的に，平成2年に設立された団体であり，長年にわたる管理実績がある。また，公園協会は，市とともに，緑化推進及び啓発等を担当している。</p> <p>都市公園及び児童遊園が，自然とふれあえる地域の憩いと安らぎの場所であるためには，利用者の声も踏まえたきめ細かな管理が求められる。そのため，市に代わって，公園協会は，清掃や除草，花壇づくりなどを行っている町内会等で結成されている緑化愛護会や公園愛護会に助言，支援などの事業を行っており，当該事業は公園施設の管理業務と一体的に行うことが効率的である。</p>
30	児童遊園		○

			また、公園協会は、市に代わって、市民の緑化意識の醸成や啓発を図るため、庭木教室等の事業を行っており、その事業の実施に当たっては、公園施設を一体的に管理することが効率的かつ効果的であることから、公園協会を指定管理者とし、非公募とする。
31	市営住宅	茨城県住宅管理センター	公募実施済
32	図書館（中央図書館を除く。）	株式会社図書館流通センター	公募実施済

（３）非公募施設の見直し

非公募施設については、当該指定管理者による市民サービスの提供状況や今後の社会経済状況の変化等を考慮する必要があることなどから、指定期間ごとに見直しを行うこととし、当該指定管理者を非公募とした理由が認められなくなった場合等には、公募に切り替えるものとする。

なお、非公募とされた施設の指定管理者は、指定管理者制度が幅広く提案を募集するものであることを十分に認識し、サービスの向上に努めるものとする。また、当該施設の所管課は、指定管理者に自助努力を促し、さらなる経営改善に取り組むように指導監督するものとする。

（４）指定管理者の選定表

指定管理者の候補者の選定に当たっては、次に掲げる事項に基づき、選定表を作成する。

- ア 住民の平等利用の確保
- イ 施設の効用を最大限に発揮
- ウ 管理に係る経費の縮減
- エ 管理を安定して行う能力
- オ 法人等の事務所又は事業所の所在地が市内、又は市内に設置されるもの
- カ 市長等が必要と認める要件

なお、市長等が必要と認める要件は、市民の雇用及び雇用者の賃金その他施設の特性に応じて必要な事項とする。

５ 指定管理者制度導入の手続き

（１）導入の決定

当該施設に指定管理者制度を導入するかどうかは、政策会議において決定する。

（２）公募要項等の決定

指定管理者候補者選定委員会において、次の事項を決定する。

- ア 指定管理者の選定方法（公募・非公募）
- イ 指定期間
- ウ 公募要項
- エ 仕様書
- オ 選定表

（３）条例の制定又は改正

指定管理者制度の導入を決定したときは、各施設の所管課において個々の施設の条例を制定又は改正する。規定する事項は、住民が施設を利用するに当たっての基本的事項（開館時間、休館日等）、指定管理者による管理及び業務の範囲、利用料金の取扱いである。

（４）導入に係る周知

条例を制定し、又は改正したときは、速やかに、その旨をホームページ等で周知するとともに、当該施設の指定管理業務に応募することが予想される団体等に周知をすることとする。

（５）公募の実施

公募を実施する場合は、各施設の所管課において募集要項を作成し、概要を広報みと及び市のホームページに掲載するなど、できるだけ広く周知するものとし、詳細な募集要項については各施設の所管課の窓口やホームページからのダウンロードを利用して配布するものとする。

また、当該施設の指定管理業務に応募することが予想される団体等にも周知するものとする。

なお、公募せずに特定の団体を選定する場合においても、一定の期間を設けて申請書・事業計画書の提出を受けること。

（６）指定管理者候補者の選定

指定管理者候補者の選定に当たっては、透明性、公平性の確保に十分配慮し、選定表に基づき、指定管理者候補者選定委員会により選定を行うものとする。

施設の所管課は、指定管理者候補者選定委員会の選定結果を踏まえて、全ての申請者に対して、選定結果を通知するものとする。

（７）指定の議決

指定管理者を指定するときは、市議会の議決を経なければならない。（地方自治法第244条の2第6項）

（議決すべき事項）

- ア 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
- イ 指定管理者に指定する団体の名称
- ウ 指定の期間

（８）指定管理者の指定及び協定の締結

指定の議決後、各施設の所管課は、指定管理者の指定を文書により候補者に通知し、速やかに告示する。

業務の実施に必要な詳細事項について、市と指定管理者の協議により取り決め、両者間で協定を締結するものとする。

6 指定管理者制度導入後の対応

(1) 指定管理者の評価の実施

指定管理者制度導入施設の所管課は、水戸市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年水戸市条例第 2 号）第 8 条に規定する指定管理者の事業報告書及び関係書類等に基づき毎年度当初に前年度分の評価を実施するものとする。

(2) 指定管理者に対する監督

市は、指定管理者による公の施設の管理が適切に行われているかどうかについて、必要な監督を行うこととする。この監督に当たっては、適宜、指定管理者に対し、管理の業務や経理の状況の報告を求めるほか、実地について調査し、必要な指示を行うものとする。（地方自治法第 244 条の 2 第 10 項）

(3) 利用者等からの苦情への対応

施設の管理状況やサービス内容に対する苦情については、指定管理者が対応すべきものであるが、内容により施設設置者としての責任があることから、各施設の所管課は指定管理者の苦情処理対応を常に把握し、必要により苦情処理に当たるものとする。

指定管理者が行った利用許可・不許可に対する審査請求については、すべて市長が受けることとなる。（地方自治法第 244 条の 4）

(4) 施設内において事故のあった場合の損害賠償請求等の対応

指定管理者の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合は、指定管理者に損害賠償義務が生じることから、原則として指定管理者には施設利用者等の身体・財物に対する損害賠償責任保険への加入を義務付けるものとし、その旨協定書に明示する。

施設自体の瑕疵により損害が生じた場合は、施設設置者である本市に損害賠償義務が生じる（国家賠償法第 2 条）ことから、各施設の所管課は常に施設の破損状況等の把握を行うものとする。

指定管理者が管理する施設であっても、市は公の施設の設置者としての責任を免れることはできないので、各施設の所管課は常に指定管理者による管理が適切に行われているかどうか把握し、必要に応じ指定管理者に改善の指示を行うものとする。

(5) 指定の取消し

指定管理者が指示に従わないとき、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定の取消し、業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。（地方自治法第 244 条の 2 第 11 項）

(6) 市長等による管理

指定管理者の指定の取消し等があった場合は、市長等が直接管理することができる。

7 その他

本方針の決定に伴い、「公の施設の指定管理者制度導入に関する指針（平成 17 年 1 月行政改革推進本部決定）」は廃止するものとする。

指定管理者制度導入スケジュール(共通)

		庁内手続きほか	議会関係	公表, 広報関係
前々年度	7月	・ 庁内関係課協議(メリットの整理等)		
	9月	・ 政策会議(公募実施の決定)		
	12月	・ 公募要項, 選定表, 協定書等の作成		
	1月	・ 公の施設の設置・管理条例, 施行規則の改正案の作成		
	2月	・ 指定管理者候補者選定委員会(選定表の決定)		
	3月	・ 施設の設置・管理条例施行規則の改正	・ 公の施設の設置・管理条例の提案, 議決	
前年度	4月	・ 公募開始(1日頃) 応募団体向け説明会 質問に対する回答(随時)		・ HP掲載(1日頃) ・ 広報への掲載(15日号) ※指定管理者制度の導入及び公募について
	5月			利用者等への説明及び質問に対する回答(随時)
	6月	・ 公募締切(15日頃) ・ 指定申請書の課内審査 ↓ 部内選定結果のとりまとめ		
	7月	・ 指定管理者候補者選定委員会 ↓ 指定管理者の候補者の選定		・ 応募者に対して結果の通知(候補者選定後)
	8月			
	9月	・ 指定管理者の指定 ・ 基本協定書(及び年度協定等)に係る協議 ↓	・ 指定管理者, 債務負担行為の提案, 議決	・ 指定管理者指定の告示, 通知及び市のホームページ等による公表
	10月	基本協定書の締結		
		指定管理業者における体制整備等の準備		
	3月	・ 年度協定書の締結	・ 指定管理者に係る予算の提案, 議決	
	4月	・ 指定管理者制度による施設管理(1日) ↓		